

青森県報

号外第八十八号

平成三十年
九月十日
(月曜日)

目 次

規 則

- 青森県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則……(市町村課) ……一
- 青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に規定する個人番号を利用することができる事務等を定める規則の一部を改正する規則……………二
- 青森県営住宅規則の一部を改正する規則……………(情 システム報) ……二
- 青森県特定公共賃貸住宅規則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) ……四
- ……………(同) ……六

規 則

青森県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十五号

青森県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

青森県住民基本台帳法施行細則(平成十四年八月青森県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

7 条例第二条第一項第七号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 青森県営住宅条例(昭和三十六年十二月青森県条例第六十九号)第十条第一項の所得に関する事項の申告の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答に関する事務
- 二 青森県営住宅条例第十三条(同条例第十九条第四項において準用する場合を含む。)の家賃若しくは金銭の減免の申請若しくは同条例第十四条第四項の敷金の減免の申請の受理、これらの申請に係る事実についての審査又はこれらの申請に対する応答に関する事務
- 三 青森県営住宅条例第十三条(同条例第十九条第四項において準用する場合を含む。)の家賃若しくは金銭の徴収猶予の申請若しくは同条例第十四条第四項の敷金の徴収猶予の申請の受理、これらの申請に係る事実についての審査又はこれらの申請に対する応答に関する事務
- 四 青森県営住宅条例第五条の入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務
- 五 青森県営住宅条例第二十八条の二において読み替えて準用する公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二十七条第五項若しくは第六項の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 六 青森県営住宅条例第二十八条の二において読み替えて準用する公営住宅法第三十二条第一項の明渡し請求(同項第四号に係るもの(同法第二十七条第二項に係るものに限る。))に関する入居者の氏名の変更の事実の確認に関する事務
- 七 青森県営住宅条例第二十八条の二において準用する公営住宅法第二十九条第八項若しくは同条例第十八条の期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務
- 八 青森県営住宅条例第二十八条の二において読み替えて準用する公営住宅法第三十四条の収入の報告の請求等に伴う入居者の氏名の変更の事実の確認に関する事務
- 九 青森県営住宅条例第十条第四項(同条例第十条の二第三項において読み替えて準用する場合を含む。)の意見の受理、その意見に係る事実についての審査又はその意見に対する応答に関する事務
- 十 入居者及び同居者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認に関

する事務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に規定する個人番号を利用することができる事務等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十六号

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に規定する個人番号を利用することができる事務等を定める規則の一部を改正する規則

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に規定する個人番号を利用することができる事務等を定める規則（平成二十七年十二月青森県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第九項中「別表第一の九の項」を「別表第一の十の項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「別表第一の八の項」を「別表第一の九の項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「別表第一の七の項」を「別表第一の八の項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「別表第一の六の項」を「別表第一の七の項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 条例別表第一の六の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 青森県営住宅条例（昭和三十六年十二月青森県条例第六十九号）第十条第一項の所得に関する事項の申告の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答に関する事務

二 青森県営住宅条例第十条第三項の所得に関する事項の把握に関する事務

三 青森県営住宅条例第十三条（同条例第十九条第四項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭の減免の申請若しくは同条例第十四条第四項の敷金の減免の申請の受理、これらの申請に係る事実についての審査又はこれらの申請

に対する応答に関する事務

四 青森県営住宅条例第十四条第一項（同条例第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の敷金の徴収に関する事務

五 青森県営住宅条例第十三条（同条例第十九条第四項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭の徴収猶予の申請若しくは同条例第十四条第四項の敷金の徴収猶予の申請の受理、これらの申請に係る事実についての審査又はこれらの申請に対する応答に関する事務

六 青森県営住宅条例第五条の入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務

七 青森県営住宅条例第二十八条の二において読み替えて準用する公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二十七条第五項若しくは第六項の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

八 青森県営住宅条例第二十八条の二において読み替えて準用する公営住宅法第二十九条第一項又は第三十二条第一項の明渡し請求（同項第六号に係るものを除く。）に関する事務

九 青森県営住宅条例第十条の四の家賃の決定又は同条例第十九条第一項の金銭の徴収に関する事務

十 青森県営住宅条例第二十八条の二において準用する公営住宅法第二十九条第八項若しくは同条例第十八条の期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務

十一 青森県営住宅条例第二十八条の二において読み替えて準用する公営住宅法第三十四条の収入状況の報告の請求等に関する事務

十二 青森県営住宅条例第十条第四項（同条例第十条の二第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の意見の受理、その意見に係る事実についての審査又はその意見に対する応答に関する事務

第三条第四項中「ナ及びム」を「ラ及びウ」に改め、同条第五項中「別表第二の五の項」を「別表第二の七の項」に、「同表の五の項」を「同表の七の項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 条例別表第二の五の項の規則で定める情報は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第二十二条第二号から第六号まで、第八号、第十号及び第十一号に掲

ける者に係る外国人生活保護実施関係情報及び生活保護法第五十五条の四第一項の規定に準じて行う外国人に対する就労自立給付金の支給に関する情報（以下「外国人就労自立給付金支給関係情報」という。）とする。

6 条例別表第二の六の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 第二条第六項第一号に掲げる事務 準県営住宅の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報

イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報

ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報

二 第二条第六項第二号に掲げる事務 準県営住宅の入居者又はその同居者に係る前号イ及びロに掲げる情報

三 第二条第六項第三号に掲げる事務 準県営住宅の入居者又はその同居者に係る生活保護実施関係情報、生活保護法第五十五条の四第一項の就労自立給付金の支給に関する情報（以下「就労自立給付金支給関係情報」という。）、外国人生活保護実施関係情報及び外国人就労自立給付金支給関係情報並びに第一号イ及びロに掲げる情報

四 第二条第六項第五号に掲げる事務 準県営住宅の入居者又はその同居者に係る生活保護実施関係情報、就労自立給付金支給関係情報、外国人生活保護実施関係情報及び外国人就労自立給付金支給関係情報並びに第一号イ及びロに掲げる情報

五 第二条第六項第六号に掲げる事務 準県営住宅への入居の申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る生活保護実施関係情報、就労自立給付金支給関係情報、外国人生活保護実施関係情報及び外国人就労自立給付金支給関係情報並びに第一号イ及びロに掲げる情報

六 第二条第六項第七号に掲げる事務（青森県営住宅条例第二十八条の二において読み替えて準用する公営住宅法第二十七条第五項の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務に限る。）
次のイ又はロに掲げる者に係る当該イ又はロに定める情報
イ 準県営住宅の入居者又はその同居者 生活保護実施関係情報及び外国人生活

保護実施関係情報並びに第一号イ及びロに掲げる情報

ロ 青森県営住宅条例第二十八条の二において読み替えて準用する公営住宅法第二十七条第五項の規定により同居させようとする者 生活保護実施関係情報、就労自立給付金支給関係情報、外国人生活保護実施関係情報及び外国人就労自立給付金支給関係情報並びに第一号イ及びロに掲げる情報

七 第二条第六項第七号に掲げる事務（青森県営住宅条例第二十八条の二において読み替えて準用する公営住宅法第二十七条第六項の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務に限る。） 準県営住宅の入居者又はその同居者に係る生活保護実施関係情報、就労自立給付金支給関係情報、外国人生活保護実施関係情報及び外国人就労自立給付金支給関係情報並びに第一号イ及びロに掲げる情報

八 第二条第六項第八号に掲げる事務（青森県営住宅条例第二十八条の二において読み替えて準用する公営住宅法第二十九条第一項の明渡し請求に関する事務に限る。） 準県営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イ及びロに掲げる情報

九 第二条第六項第八号に掲げる事務（青森県営住宅条例第二十八条の二において読み替えて準用する公営住宅法第三十二条第一項の明渡し請求（同項第六号に係るものを除く。）に関する事務に限る。） 準県営住宅の入居者又はその同居者に係る生活保護実施関係情報、就労自立給付金支給関係情報、外国人生活保護実施関係情報及び外国人就労自立給付金支給関係情報並びに第一号イ及びロに掲げる情報

十 第二条第六項第十号に掲げる事務 準県営住宅の入居者又はその同居者に係る生活保護実施関係情報、就労自立給付金支給関係情報、外国人生活保護実施関係情報及び外国人就労自立給付金支給関係情報並びに第一号イ及びロに掲げる情報

十一 第二条第六項第十一号に掲げる事務 準県営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イ及びロに掲げる情報

十二 第二条第六項第十二号に掲げる事務 準県営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イ及びロに掲げる情報

第五条第七項中「別表第三の七の項」を「別表第三の八の項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「別表第三の六の項」を「別表第三の七の項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「別表第三の五の項」を「別表第三の六の項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 条例別表第三の五の項の規則で定める情報は、特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条第一項の保護者等又は当該保護者等と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報とする。

- 一 生活保護実施関係情報
- 二 外国人生活保護実施関係情報

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県営住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十七号

青森県営住宅規則の一部を改正する規則

青森県営住宅規則（昭和三十七年二月青森県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、入居申込者（桜町団地に係る入居申込者を除く。）は、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を個人番号届出書（第二号様式）により知事に届け出た場合において、知事が別に定める場合に該当するときは、前項第一号に掲げる書類並びに同項第三号及び第四号に掲げる書類のうち知事が別に定めるものを添えないことができる。

第七条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する申告（桜町団地に係る申告を除く。）は、個人番号を個人番号届出書（第二号様式）により知事に届け出た場合において、知事が別に定める場合に該当するときは、同項各号に掲げる書類のうち知事が別に定めるものを添えないで行うことができる。

第九条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項

の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する者（桜町団地に係る者を除く。）は、個人番号を個人番号届出書（第二号様式）により知事に届け出た場合において、知事が別に定める場合に該当するときは、同項に規定する書類のうち知事が別に定めるものを添えないことができる。

第十三条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同居承認申請者（桜町団地に係る同居承認申請者を除く。）は、個人番号を個人番号届出書（第二号様式）により知事に届け出た場合において、知事が別に定める場合に該当するときは、同項第一号に掲げる書類並びに同項第三号及び第四号に掲げる書類のうち知事が別に定めるものを添えないことができる。

第十四条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、入居継続承認申請者（桜町団地に係る入居継続承認申請者を除く。）は、個人番号を個人番号届出書（第二号様式）により知事に届け出た場合において、知事が別に定める場合に該当するときは、同項第一号に掲げる書類並びに同項第三号及び第五号に掲げる書類のうち知事が別に定めるものを添えないことができる。

第十八条第一項第一号中「第十三条第三号イ」を「第十三条第一項第三号イ」に改める。

第二十六条中「第二条、」を「第二条第一項、」に、「第十三条及び第十四条」を「第十三条第一項及び第十四条第一項」に、「第二条中」を「第二条第一項中」に、「第十三条第三号ロ及び第十四条第三号ロ」を「第十三条第一項第三号ロ及び第十四条第一項第三号ロ」に改める。

第三十五条中「業務」の下に「（個人番号の届出の受理に関する業務を除く。）」を加える。

第一号様式の(画)の注意事項の1に次のただし書を加える。

ただし、個人番号を届け出たときは、(1)の書類及び(3)の書類のうち一部の書類を添付しないことができる旨がある。

第二号様式を次のように改める。

第2号様式 (第2条、第7条、第9条、第13条、第14条関係)

(表)
個人番号届出書

青森県知事 殿 年 月 日

住所
届出者氏名
電話番号 (自宅)
電話番号 (勤務先)
団地名
住宅の番号
棟 号

下記のとおり個人番号を届け出ます。

記

フリガナ名	続柄	個人番号			
本人					

注 1 個人番号を届け出た者で、知事が個人番号を利用して道府県民税又は市町村民税に関する情報を取得することに同意するものは、裏面の同意書に署名すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4縦長とする。

(裏)

同意書

青森県知事 殿

下記の者は、知事が公営住宅法又は青森県営住宅条例に基づく事務を処理する場合に限り、個人番号を利用して道府県民税又は市町村民税に関する情報を取得することに同意します。

記

同意者	続柄		フリガナ名	住所
	本人	氏名		
同意者	届出日の属する年の前年1月1日現在の住所地 (都道府県市区町村名)		フリガナ名	住所
	届出日の属する年の前前年1月1日現在の住所地 (都道府県市区町村名)			
同意者	届出日の属する年の前年1月1日現在の住所地 (都道府県市区町村名)		フリガナ名	住所
	届出日の属する年の前前年1月1日現在の住所地 (都道府県市区町村名)			
同意者	届出日の属する年の前年1月1日現在の住所地 (都道府県市区町村名)		フリガナ名	住所
	届出日の属する年の前前年1月1日現在の住所地 (都道府県市区町村名)			
同意者	届出日の属する年の前年1月1日現在の住所地 (都道府県市区町村名)		フリガナ名	住所
	届出日の属する年の前前年1月1日現在の住所地 (都道府県市区町村名)			
同意者	届出日の属する年の前年1月1日現在の住所地 (都道府県市区町村名)		フリガナ名	住所
	届出日の属する年の前前年1月1日現在の住所地 (都道府県市区町村名)			

注 「同意者」欄の「氏名」については、同意者自身が署名することを原則とするものであること (代理人が署名する場合は、同意者本人の委任状を添付すること。)

第七号様式の裏の注意事項の1に次のただし書を加える。

ただし、個人番号を届け出たときは、(1)の書類及び(2)の書類のうち一部の書類を添付しないことができる場合がある。

第十三号様式の裏の注の1に次のただし書を加える。

ただし、個人番号を届け出たときは、一部の書類を添付しないことができる場合がある。

第十九号様式の注の1及び第二十号様式の注の1に次のただし書を加える。

ただし、個人番号を届け出たときは、(1)の書類及び(3)の書類のうち一部の書類を添付しないことができる場合がある。

附 則

1 この規則は、平成三十一年六月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 県営住宅の入居者又は同居者は、この規則の施行の日前においても、改正後の青森県県営住宅規則の規定の例により、当該入居者又は同居者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）を知事に届け出ることができる。

青森県特定公共賃貸住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十八号

青森県特定公共賃貸住宅規則の一部を改正する規則

青森県特定公共賃貸住宅規則（平成九年七月青森県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、入居申込者は、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を個人番号届出書（第二号様式）により知事に届け出た場合において、知事が別に定める場合に該当するときは、前項第一号に掲げる書類並びに同項第三号及び第四号に掲げる書類のうち知事が別に定めるものを添えないことができる。

第五条第一項中「第二号様式」を「第三号様式」に改める。

第六条中「第三号様式」を「第四号様式」に改める。

第七条中「第四号様式」を「第五号様式」に、「第五号様式」を「第六号様式」に改める。

第九条中「第六号様式」を「第七号様式」に改める。

第十条中「第七号様式」を「第八号様式」に改める。

第十一条第一項中「第八号様式」を「第九号様式」に改め、同条第三項中「第九号様式」を「第十号様式」に改める。

第十二条中「第十号様式」を「第十一号様式」に改める。

第十三条中「第十一号様式」を「第十二号様式」に改める。

第十四条中「第十二号様式」を「第十三号様式」に、「第十三号様式」を「第十四号様式」に改める。

第十五条中「第十四号様式」を「第十五号様式」に改める。

第十六条中「第十五号様式」を「第十六号様式」に改める。

第十七条中「第十六号様式」を「第十七号様式」に改める。

第十八条中「第十七号様式」を「第十八号様式」に改める。

第十九条中「第十八号様式」を「第十九号様式」に改める。

第二十条中「第十九号様式」を「第二十号様式」に改める。

第二十一条中「第二十号様式」を「第二十一号様式」に改める。

第二十六条中「業務」の下に「（個人番号の届出の受理に関する業務を除く。）」を加える。

第一号様式の裏の注意事項の1に次のただし書を加える。

ただし、個人番号を届け出たときは、(1)の書類及び(3)の書類のうち一部の書類を添付しないことができる場合がある。

第二十号様式を第二十一号様式とし、第二号様式から第十九号様式までを一様式ずつ繰り下げ、第一号様式の次に次の一様式を加える。

第一号様式を第二十一号様式とし、第二号様式から第十九号様式までを一様式ずつ繰り下げ、第一号様式の次に次の一様式を加える。

第一号様式を第二十一号様式とし、第二号様式から第十九号様式までを一様式ずつ繰り下げ、第一号様式の次に次の一様式を加える。

第一号様式を第二十一号様式とし、第二号様式から第十九号様式までを一様式ずつ繰り下げ、第一号様式の次に次の一様式を加える。

第一号様式を第二十一号様式とし、第二号様式から第十九号様式までを一様式ずつ繰り下げ、第一号様式の次に次の一様式を加える。

第一号様式を第二十一号様式とし、第二号様式から第十九号様式までを一様式ずつ繰り下げ、第一号様式の次に次の一様式を加える。

第一号様式を第二十一号様式とし、第二号様式から第十九号様式までを一様式ずつ繰り下げ、第一号様式の次に次の一様式を加える。

第一号様式を第二十一号様式とし、第二号様式から第十九号様式までを一様式ずつ繰り下げ、第一号様式の次に次の一様式を加える。

第一号様式を第二十一号様式とし、第二号様式から第十九号様式までを一様式ずつ繰り下げ、第一号様式の次に次の一様式を加える。

附 則
この規則は、平成三十一年六月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭